

## 旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和3年7月26日	
発信課	子育て支援部子育て助成課	
担当者	對馬 雅敏	
連絡先	電 話	0166-25-9107
	FAX	0166-25-2234
	E-mail	<a href="mailto:kosodatejosei@city.asahikawa.hokkaido.jp">kosodatejosei@city.asahikawa.hokkaido.jp</a>

分 類	その他
日 程	月 日
発表項目 (行事名)	子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)について
概 要  (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>内容</p> <p style="text-align: center;">別紙:「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)概要のとおり, 給付金を支給します。</p>
添付資料	有
報道(取材)に 当たってのお願い	
備 考	

## 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）

### 1. 対象児童

H15.4.2～R4.2.28 までに出生した児童

※特別児童扶養手当の支給対象の場合は、H13.4.2～R4.2.28 までの間に出生した児童

### 2. 支給対象者

(1)所得要件のいずれかに該当し、かつ(2)養育要件のいずれかに該当する方で、ひとり親世帯分を受給していない方

(1)所得要件	
ア	令和3年度分の市町村民税均等割が非課税の方、または市町村条例により当該市町村民税均等割が免除された方
イ	上記ア以外の方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、上記アと同様の事情にあると認められる方

(2)養育要件	(1)所得要件アの場合の申請の有無 ※イの場合、どの養育要件でも申請が必要です。
ア 令和3年4月分の児童手当受給者（公務員でない方）	不要
イ 令和3年4月分の児童手当受給者（公務員の方）	必要（ウも満たす場合、不要）
ウ 令和3年4月分の特別児童扶養手当受給者	不要
エ 令和3年5月～令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格及び額改定の認定を受けた方（公務員でない方）	不要
オ 令和3年5月～令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格及び額改定の認定を受けた方（公務員の方）	必要（カも満たす場合、不要）
カ 令和3年5月～令和4年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格及び額改定の認定を受けた方	不要
キ 上記のいずれにも該当しない方で、令和3年3月31日時点でH15.4.2～H18.4.1までに出生した児童を養育する方で国内に住所を有する方、又はR3.4.1以後に当該児童を養育し日本国内に住所を有することになった方	必要

注1)養育要件エ、カに該当の方で、R3.4月以降に旭川市に転入された方については、転入前の市町村にて本給付金が支給されます。ただし、離婚等により、児童手当及び特別児童扶養手当の受給者が転入を機に変更となった方や海外からの転入の場合は、旭川市で支給される場合があります。

注2)離婚した方、離婚協議中で配偶者と別居中の方、DV避難中の方は、本給付金をご自身が受け取れる可能性がありますので、担当まで御連絡ください。

### 3. 支給額

児童1人あたり一律5万円（口座振込名称は「アサヒカワソコダテキョウフキン」。）

### 4. 申請手続・支給時期

(1)「2. 支給対象者」の「(2)養育要件」がア、ウに該当の方については、申請不要で令和3年7月9日（金）にお知らせを送付し、同月21日（水）に各手当受給口座に支給済。

(2)「2. 支給対象者」の「(2)養育要件」がエ、カに該当の方については、申請不要で令和3年8月以降順次お知らせを送付し、通知に記載の日に各手当受給口座に支給します。

※(1)(2)の方で、受給を拒否される場合は、お知らせが届き次第御連絡ください。

(3)申請が必要な方については、令和3年7月16日（金）から令和4年2月28日までに申請してください。必要書類を揃えて申請いただき、審査の結果を通知します。支給決定された場合、通知の日に記載の日に、申請書記載の口座へ支給します（申請月の翌月に通知・支給されます）。

### 5. 申請が必要な方の提出書類

必要書類を持参または郵送（「6. 申請・問い合わせ先」へ）で提出してください。

(1)「2. 支給対象者」の「(1)所得要件」がアで申請が必要な方

ア 申請書（請求書）

イ 申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）

ウ 申請・請求者の世帯の状況、対象児童との関係性を確認できる書類の写し（コピー）

エ 受取口座を確認できる書類の写し（コピー）

※各書類の詳細については、申請書内の「提出書類」をご確認ください。

※公務員の方は、申請書内の「公務員児童手当受給状況証明欄」に所属庁の証明が必要ですので、その他必要事項を記入の上、所属庁に提出して証明を受けてください。

(2)「2. 支給対象者」の「(1)所得要件」がイの方（令和3年度課税だが、家計急変の方）

(1)の書類に加えて、次の書類が必要です。

ア 収入見込額申立書

イ 所得見込額申立書

ウ 子育て世帯生活支援臨時特別給付金に係る申立書

※ア及びイいずれかの書類をご記入いただき、基準を満たしていれば申請出来ます。主に、給与収入のみの方はア、自営業で経費も考慮する必要がある場合はイの書類を提出してください。

※ウの書類については、たとえば令和3年1月以降に会社を退職し、現在収入がないが、そのことを証明出来る書類がない場合にア及びイの書類と合わせて提出してください。

## 6. 申請・問い合わせ先

旭川市役所第二庁舎5階 子育て支援部子育て助成課

電話番号(0166)25-9107、(0166)25-6446 ※受付時間(平日 8:45~17:15)

## 7. その他

本給付金は、住民税非課税の方が主な対象となっており、要件を満たせば申請不要で受け取るが出来ます。しかし、住民税の申告がお済みでない方、収入がなかったため申告をされていない方は住民税"未申告"の扱いとなり、市で非課税の確認をすることが出来ないため、給付の支給が遅れたり、支給されない場合があります。

## 8. 国のコールセンター

令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に係る電話相談窓口

電話 0120-811-166 Fax0120-300-466 ※受付時間(9:00~18:00)